

**宮**

城県牡鹿郡の女川町と牡鹿町にある東北電力女川原子力発電所の周辺住民が、東北電力を相手取り、人格権と環境権に基づいて、その一号機の運転と二号機の建設のそれぞれ差止めを求めた民事訴訟で、仙台地裁民事一部(塚原朋一裁判長)が一月三十一日、原告住民側の請求を棄却する判決を言い渡した。

裁判所が作成した判決理由の骨子は、次の通りだった。

一 原子炉施設から環境への放射性物質の放出は、その抑制対策を講じても避け難いものであり、抽象的には、原告らの生命・身体に障害を発生させる可能性を否定し得ない。

二 原子炉施設に求められる安全性とは、その潜在的危険性を顕在化させないよう、放射性物質の放出をできる限り少なくし、これによる災害発生危険性を社会観念上無視し得る程度に小さいものに保つことにある。

三 本件原子炉施設では、所要の安全確保対策が講じられており、社会観念上無視し得る程度を超えるような平常運転による放射線の放出または事故発生可能性は、具体的に認められない。

主文は「棄却」だったが、判決には、いくつかの点で重要な判断や指摘が含まれていた。そのうちの一点は、環境権に基づく差止請求を「不

適法とはいえない」としたことだ。さらに、安全性の立証責任論をめぐり、原発の差止めを求めた民事訴訟では初めて、原告側が一定の立証をした後は電力会社側が立証責任を負うと明示し、「被告は」安全性に欠ける点のないことについて相当の根拠を示し、かつ非公開の資料を含む

★ JURIST TOPICS ★

「問題なしとしない」  
女川原発判決

必要な資料を提出したうえで立証する必要がある」とした。

そして判決は、「トランプルが発生した場合、可能な限り具体的データを明らかにすることが電力会社の責務」として、過去のトランプル発生時に十分な広報をしたとはいえない東北電力側の姿勢を批判。安全対策

について、「ひとり東北電力のみが行うべきものではない」と指摘し、「トランプル発生時は」主務官庁や地方自治体への報告はもちろんのこと、付近住民に対しても、できる限り詳細で具体的な情報公開をすることが要請されている」と判示して、一般住民への情報公開の必要を強調する形となった。

また、判決は、石油代替エネルギーとして原子力発電を不適格とする原告住民側の主張を退けながらも、次のような異例の見解を示した。

もともと、国の特定の政策が長期間一貫してとられてきたとしても、その政策が合理性を有するといえるためには、それを判断するに足りるだけの必要かつ十分な情報が国民に提供されなければならず、具体的に

は、①原子炉が設置される場合には、いかなる構造等の原子炉が設置されるのか、②事象が発生した場合に、それがいかなる原因・経緯で発生し、いかなる対応措置等をとったかなどについて、正確にして必要かつ十分な情報が提供されなければならぬ(口頭弁論終結後のことで判決で基礎となし得ないことはいうまでもないが、判決言渡の直前に、チェルノブイル原子力発電所の事故原因について、新たな内容を含む報道番組に接した)。本件訴訟においても、現行民法の解釈上、やむを

えない結果ではあるものの、右の①②の点に関し十分な資料が提出されない状況のもとで、審理及び裁判が行われたことは、右のような観点からすれば、問題なしとしないところである。

裁判所の真意は？

こうした判示は一見、情報公開を重視する立場を表したようにも読める。しかし、判決で「資料不足」を明らかにした仙台地裁民事一部は、女川原発に関する資料の提出を東北電力側に求めた原告住民側の申立てに対し、原子炉格納容器内の構造図と同社の保安規程については提出命令を出したが、過去に女川原発で起きたトランプルに関する報告書については、「内部文書」であることを理由に申立てを却下している。

「十分な資料が提出されない」との指摘が、東北電力を改めて批判していることは確かだ。しかし、判文中で挙げた②の点について、裁判所は自らの訴訟指揮で、貧弱な証拠資料を充実させる可能性を持った原告住民側の申立てを退け、その芽を摘み取ったことになる。「問題なしとしない」という判決について、原告訴訟に携わってきた住民側の弁護士たちは「自らの訴訟運営を反省したものか」「理解できない」と首を傾げている。(D)

## 景

景 気低迷が続くなか、九四年の春闘が実質的に始まった。経営側は企業業績が回復していない事を根拠に定期昇給の延期もありうる。と厳しい姿勢。それに対して労働側は有力単産が五・六%の賃上げ要求を決定しているもの、すでに幹部が三%台前半での決着を示唆するなど低調。ドイツでは金属労組が今年の賃上げを巡ってストライキに出るなど、労働側の主張を全面に打ち出しているが、日本では政界より一步早く再編成を終えた連合傘下の労組はより企業内組合の色彩を強め、経営配慮型の春闘を展開することになりそう。

政府、民間を問わず、各種の九四年度経済見通しで景気回復のポイントとされているのが個人消費だ。九三年度は総務庁の家計調査などに顕著に現れているように、サラリーマン世帯を中心に実質消費は前年水準を下回った状態が続いている。九三年の春闘が三・八九%と四%割れに止まり、夏冬の一時金も横ばいから減少程度となり、さらには生産現場では時間外労働の減少で総収入が頭打ちになっていることがこの背景にある。

政府・連立与党のみならず、野党の自民党や共産党も大幅な所得税減税の必要性を説いているのも、個人消費へのテコ入れが九四年度の日本

経済運営を考える時、最重要課題だから。ただ、所得税減税は実施の時期は早くても年度の半ば頃になる。その点、春闘での賃上げは、年度当初から消費者マインドに好影響を及ぼす。本音では政府も経営側に景気配慮型の賃上げを期待しているとい

## ★ JURIST TOPICS ★

3%をめぐる攻防の  
94年春闘

それを真っ向から否定しているのが日経連だ。永野健日経連会長は一月一二日の日経連総会で、「今年も企業防衛と雇用防衛が何よりも重要。潜在失業者を一〇〇万人以上抱えるなか、賃上げによるコスト増には耐えられない」と、これまで春闘で労使間で形成されてきたベース・

アップは今年には不可能との姿勢を示した。また、経営側の春闘に望む基本方針である日経連の労働委員会報告も「賃上げの原資があれば、雇用の安定にあてるべきだ」と主張、さらに、企業によつてはベアゼロに加え、定期昇給時期の延期も必要と一段の人件費削減を求めている。

もちろん、こういった意見に対しては、経済界のなかでも「雇用か賃金か」といったとらえ方はどうか(平岩外四経団連会長)など、異論があることは確かだ。ただ、春闘を前にして、経営者のほとんどが昨年以上に厳しい姿勢で労働側に臨んでいるのはまぎれもない事実だ。経営側の基本姿勢は定昇(二%程度)にベアの上乗せを最少限に抑えるというものだ。そして全体の賃上げを三%未満にすることができれば経営側の勝利との判断が大勢だ。九三年の実質賃金は〇・四%の減少となったが、九四年は所得税減税が実施されることや、消費者物価の上昇が一%強に止まっていることなどから、三%弱の賃上げでも消費にマイナスの影響が出ることはないとの読みだ。労働側はベアゼロには反発しているものの、連合の鷲尾悦也事務局長が定昇(二%)に物価上昇分(一・二%)を加えた三・二%が最低目標であることを表明している。突き詰めれば今年の春闘は三%をはさむ攻防

になるということである。連合の有力単産である電機連合の岩山保雄委員長も「三%台を表に出し、これ以下はないという姿勢を示すのは間違いとは思われない」と語り、要求の五・六%台はあくまでも建て前であり、決着は三%どころであることを示唆している。

## 景気上昇には影響なし

このように労働側が経営側に理解を示している背景には、企業業績が九四年三月期まで三期連続で悪化、九五年三月期も回復するにしても小幅なものともみられているからだ。大手から中小企業にまで拡大している雇用調整が本格的な人員削減に進んでいくことを労働側は危惧している。そこで、雇用の確保をはかるため、賃上げについては節度のある水準で取めようとの「大人の判断」が連合にあることは疑いない。

ただ、景気の観点からみれば三%程度の賃上げでは力は弱い。日本経済新聞社のまとめによると、三%の賃上げが行われても個人消費につながる雇用所得は〇・六%減少する。一時金の落込みや時間外労働の減少の影響があるためだ。結局のところ、労使の合作ともいえる「三%前後での決着」は、いまの景気低迷になさそう。

米

越関係が国交正常化に向け大きく動き出した。クリントン米大統領は二月三日、ベトナムに対する禁輸などの経済制裁を全面解除し、ワシントンとハノイに両国の連絡事務所を相互に開設する、と発表した。制裁解除は、一九六四年、北ベトナム(当時)に対し経済制裁を科して以来三〇年ぶり、また七五年に同制裁をベトナム全土に広げて以来一九年ぶりのこととなる。

対越制裁解除は「秒読み段階」といわれながらも、大統領はこれまで決断を引き延ばしてきた。その背景には、大統領自身の「こだわり」があったといわれる。つまり、大統領と同じ世代がベトナム戦争に関わった時代、徴兵を忌避したとの後ろめたさがあったと、指摘する向きもあるからだ。

三日の記者会見で大統領が「今回の措置は、国交正常化を意味するものではない」と指摘したのはこのため、正常化に向けては行方不明米兵(MIA)問題で、ベトナム側の一層の努力と進展が必要との見解を示した。これは米国内の遺族へ配慮を示したものだろう。

ともあれ今回の決断で米越関係が新段階に入ったことは確実だ。次の焦点は、大統領がいつ本格的な国交正常化に踏み切るかだが、制裁解除

に対する遺族団体などの反発の状況など今後暫く見守る必要があり、その時期は一二月の中間選挙後になるとの見方が多い。

今回の大統領の決断を促したものとしては、次の二つの事柄を指摘できよう。

一つは、ベトナム市場への参入に

### ★ JURIST TOPICS ★

## 米国が対越経済制裁を全面解除

遅れをとることに強い懸念を抱く米経済界の突上げだ。すでに制裁解除を見越してボーイング社は旅客機の発注を当て込んでいると伝えられており、さらにコカ・コーラ、ペプシ、IBM、GE、モービルなど大手企業がベトナムで本格的な事業を開

始する準備を進めている。

米国企業の市場拡大を目指す経済外交を旗印にしているクリントン政権としては、このような経済界の動きを無視するわけにはいかない。同時に制裁を解除した時に予想されるMIA問題への反発・批判と、米企業進出というプラス面を天びんにかかけ、慎重に決断の時期を探ってきたともいえる。

またこの決断を早めたものとして、米上院でのベトナムへの経済制裁解除を求める決議をあげることができた。この音頭をとったのはベトナム戦争で捕虜になったり、負傷したりした経験のある議員たちだったことも、大統領に大きな影響を与えた。

クリントン政権は対越政策について、基本的にブッシュ前政権が敷いた同じレールに乗っていたといわれる。ブッシュ政権は対越関係正常化の道順を示した四段階の「ロードマップ」を明らかにしていた。この道順によると、ベトナム側のとるべき四段階の措置は、①カンボジア和平協定の調印と順守②MIA問題解決のための二ヵ年計画実施など③MIA問題の大幅な進展など④自由で民主的な選挙をカンボジアで実現——

これに対応する米側の四段階の措

置としては①ニューヨークで両国間の外交協議開始など②非営利団体の対越投資容認、米企業に対する対越投資企業化調査認可など③ハノイに政府連絡事務所設立、経済制裁の全面解除④外交関係樹立と大使交換——となっていた。

クリントン政権のベトナム政策もこの「ロードマップ」に沿って行われてきており、九三年七月に国際通貨基金(IMF)など国際機関の融資を容認し、九月には国際機関の融資によるベトナムの事業への米企業の参加を認めてきた。これらに続く今回の措置で、米国は「第三段階」の対応をすべて完了したことになる。今後は第四段階の国交正常化に向けて動き出すことになる。

### 日・米に期待するベトナム

米国の対越制裁解除をベトナムは大歓迎しており、同国のラジオ放送は発表から四時間後に異例の早さで伝えた。ベトナムにとって旧ソ連が存在しない現在、経済的に頼れるのは西側諸国しかない。その中心となるのは米国と日本だ。米国が本格的な対越投資に動き出せば、その見合いで動いていた日系企業も、それに遅れまいとして続くことが予想されるからである。

(M)



民福祉の導入、白紙撤回などで迷走した六兆円減税が、九四年に先行実施されることがようやく決定した。このうち、自動車の割増消費税率の廃止などを除く、所得税、住民税の減税分は五兆四七〇〇億円。現行の税率や各種の控除には手をつけず、一律に税額を二〇％軽減する、かつてない手法で実施される。政府・連立与党の合意では、この減税は一年限りの時限立法で行うことになっており、紛糾していた財源対策については、与党内に協議機関を設置し、新税の創設も含めて検討し、年内の国会で関係法律を成立させることになった。このため、減税の「食い逃げ」ができないし、一応かかっていることになり、財源問題との一体処理に固執した大蔵省も、与党合意を受け入れたとみられる。これで、景気回復の決め手とされる所得税減税がようやく実現するが、九五年以降も減税を継続するためには、消費税の税率引上げなどを軸に、この秋以降、財源問題を真剣に討議せざるをえない。当面の危機を乗り切った細川首相だが、年内には増税問題の決着を迫られることになる。

細川連立政権が誕生した時から、政治改革法案の取扱い、コマ市場開放と並んで、政権を揺がしかねないテーマと指摘されていたのが大規模

減税の際の財源問題。数兆円規模の減税実施の際に、赤字国債に依存できないことが大方の共通認識になっていることから、消費税の税率引上げ浮上が予想され、これは社会党が簡単には同意できない問題だった。

一月末の政治改革法案の逆転成立

## ★ JURIST TOPICS ★

# 所得税減税 6兆円の 先行実施を決定

の際には、細川首相にしたがった社会党だったが、二月四日未明、細川首相が六兆円減税の財源として三年後の九七年四月に、消費税（税率三％）を廃止して、税率七％の国民福祉税導入を、唐突に打ち出した時には、激しく反発。武村官房長官も、「あやまちは改めるにしかず」と、

社会党に同調するなど、与党内からも反対の声が強かったため、国民福祉税の導入問題は、減税実施も含め、いったん白紙に戻された。

しかし、細川首相の二月中旬の訪米を控え、所得税減税の実施が国際公約化している点などに配慮。政府・与党は財源問題を先送りして、減税の先行実施を決断した。政治改革法の成立で、高めの国民の支持率が、さらに七〇％台まで上昇した細川首相。突然発表された国民福祉税構想は高い支持率を背景に慢心したためとの批判が相次いだだけに、減税の先行実施を発表した細川首相は、「二連の政策決定のあり方に、さまざまに批判をいただいたことに対し、国民に率直におわびしたい」と述べ、陳謝の意を表わした。さらに、首相は、財源について「政府・与党一体となって、年内のうちに成立させるのが政治責任だ」とも述べ、国民福祉税導入表明以来、六日間も混乱した政府・与党の対応を反省した。

それでは、減税はどのように実施されるのか。国会で関連法案が可決されると、所得税（一―二月が税年度）は、ことし一月に遡って減税が実施されるため、夏のボーナス時に半年分を、さらに一二月の年末調整に残りの分が還付される。税年度が六月―翌年五月の住民税は、こと

し、六、七月に税を徴収せず（一六％の減税に相当、残りの四％を一〇ヵ月で均等に分け、それぞれ減税するため、この六、七月のボーナス期に、減税の効果を集中するかどうかだ。

## 減税上限額を設定

ただ、税額の一律二〇％の軽減は、高額納税者優遇にもつながりかねないため、減税が行われる上限を設けたのも、今回の措置の特徴。上限額は所得税で二〇〇万円、住民税で二〇万円となっている。

この結果、一家四人の平均的サラリーマンのケースで、年収五〇〇万円の場合、（現在の所得税・住民税の合計二〇万三〇〇〇円）の減税額は四万六〇〇〇円、年収七〇〇万円の場合（同五万三〇〇〇円）の減税額は一〇万六〇〇〇円、年収一〇〇〇万円の場合（同一三万四〇〇〇円）の減税額は二万六〇〇〇円、年収一五〇〇万円の場合（同三六四万円）の減税額は六万七二〇〇〇円以上上限措置がきいて二〇％の減税とはならないことになる。

その他にも、「教育減税」として、住民税の特定扶養控除額が三万円引き上げられるため、一六歳以上二三歳未満の子どもを持つ家庭では、年間三〇〇〇〇円の減税が上乘せされる。